

庁議事案書

| | | | |
|------|-----------------------|------|------|
| 日付 | 令和5年5月17日（水） | 会議種別 | 政策会議 |
| | | 事案種別 | 審議事項 |
| 事案名称 | 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について | | |

1. 事案の概要

| | |
|----------------|---|
| 提案理由 取り組み内容 | <p>【背景・目的】</p> <p>バリアフリー化の対象者は日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者（高齢者、障がい者、妊産婦、けが人等）で本市では3人に1人が該当します。バリアフリー化の遅れはこれらの者にとり限定的な行動しかできず社会参加への遅れを意味します。SDGsで掲げる「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指す観点からもバリアフリー化は誰にとっても必要なこととなります。</p> <p>本市では本基本構想を用い重点整備地区（茅ヶ崎駅・北茅ヶ崎駅周辺地区）を定め、施設等の管理者（国、県、民間企業を含む）がそれぞれの施設等におけるバリアフリー化を進める特定事業計画を作成し、それらの実行等によりハード・ソフトの両面から重点的かつ一体的に進めています。</p> |
| | <p>【計画の概要】</p> <p>現行基本構想では重点整備地区内の特定事業計画の作成は100%となりますが、完了率は35%で目標値45%には未達の状況です。改定作業では施設等の管理者及び利用者の双方の視点から遅延の要因や利用者のニーズを把握するためにヒアリング等を実施しました。新型コロナウイルス感染症の影響による設備投資の先送り等の経営上の問題の根本として、バリアフリー化に対する特別感といった意識や必要性の認識の問題が明白となりました。</p> <p>改定方針として、法改正により新たに位置づけられた教育啓発特定事業（心のバリアフリーの推進）や官民連携の取組、事業推進体制の再構築を通じて、特定事業計画の見直しや市民部会による心のバリアフリーに係る取組との連携強化、市が主体となって取り組む事業の追加等を行い、更なる推進を図るものです。</p> <p>計画期間は令和5年度から10年間とし、6年度、9年度の2度の中間評価、14年度の最終評価を行い、事業の進捗を適切に管理します。</p> <p>【改定のポイント】</p> <p>①法改正による特定事業の追加、②特定事業計画や官民連携による取組の増、③市民部会による取組との連携、④全市的なバリアフリー化を推進するための新たな取組の位置付け、⑤推進管理体制の見直し、⑥国の支援の適用推進</p> <p>【今後のスケジュール】</p> <p>全員協議会（5月29日）→パブリックコメント（5月30日～6月30日）→基本構想の公表（8月）</p> |
| 審議事項等 | 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想を改定することについて |

2. 行政計画等との関係

| | | | | | |
|-------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|
| (1)茅ヶ崎市総合計画 | | | | | |
| 主たる政策目標 | 6.安全で安心して暮らせる、強くしなやかなまち | | | | |
| 関連する政策目標 | 政策目標 1 | 政策目標 2 | 政策目標 3 | 政策目標 4 | 政策目標 7 |
| (2)その他関連計画 | | | | | |
| (3)関係法令 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | | | | |

| | | | |
|------|----------|----|------|
| 事案担当 | 都市部都市政策課 | 内線 | 2333 |
| 関係部課 | - | | |

政策会議結果報告書

(審議事項 報告事項)

| | |
|---------|--|
| 1 開催日 | 令和5年5月17日（水） |
| 2 件名 | 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について |
| 3 事案担当 | 都市部都市政策課 |
| 4 関係部課 | |
| 5 出席者 | <input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 病院事業管理者 <input checked="" type="checkbox"/> 理事経営総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 理事福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席 |
| 6 説明者 | 都市政策課長 課長補佐交通計画担当 |
| 7 会議結果 | 本案件については、提案のとおり承認される。 |
| 8 主な意見等 | <p>* 「重点整備地区等におけるバリアフリー化の推進」に掲げている各事業のうち、市が事業主体となるものについて、事業者との調整は済んでいるのか。【塩崎副市長】</p> <p>→ 改定にあたり、調整を行った上で位置付けています。</p> <p>* 旧基本構想の考えを踏襲しながら改定を行うということだが、改定後の基本構想との違いは何か。特定事業については、市が事業者への直接的なアプローチに取り組んで推進を図っていくという理解でよいか。【岸副市長】</p> <p>→ 旧基本構想を推進する中で、全市的にバリアフリー化の意識を浸透させきれなかったという課題が残りました。本基本構想には取り組みの主体を明確にして「市民・事業者・行政が主体となって取り組む事業」と「市が主体となって取り組む事業」を新たに追加し、更なるバリアフリー化の推進を目指します。また、特定事業等を担う事業者が市に対して行うバリアフリー化の完了報告を、年1回の書面報告から年2回の対面報告にして充実を図ることで、事業者の理解を醸成したいと考えています。</p> <p>* 本基本構想の下位に、具体的な事業を掲載する計画等を策定するのか。【市長】</p> <p>→ 下位にあたる計画としては、重点整備地区の特定事業者がそれぞれの対象施設のバリアフリー化の取り組みを個別に定める特定事業計画があります。本基本構想では、その特定事業計画の推進を図るほか、全市的なバリアフリー化の推進に向けた具体的な事業・取り組みも位置付けておりますので、これらを合わせて評価や見直しを行い、バリアフリー化を推進することとしています。</p> |